

# CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS

弁護士法人  
中央総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階  
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289  
東京事務所 〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号 日比谷国際ビル18階  
電話 03-3539-1877(代表) / ファクシミリ 03-3539-1878  
京都事務所 〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階  
電話 075-257-7411(代表) / ファクシミリ 075-257-7433

<http://www.clo.jp>

2022 夏号

2022年7月発行 第107号



## ご挨拶

岸田内閣が初めて臨んだ150日間に亘る第208回通常国会が、去る6月15日閉会しました。政府が提出した61本の法案はすべて成立しました。26年ぶりといわれています。

上記国会で成立した法案のうち、法律実務にとって関わりが深い法案のいくつかをご紹介します。まず、金融のデジタル化に対応して「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」が成立しました。その経緯や背景及び改正法の概要については、本ニュースで解説しています。

消費チャネルの多様化、悪徳商法の巧妙化、高齢化社会の進展をうけ、消費者被害を抑止し救済を充実するため、「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」が改正されました。これについても本ニュースで解説しています。

個人情報保護法の改正に伴い「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」が改正され、本年4月1日より施行されました。また、改正公益通報者保護法が本年6月1日施行され、改正法では公益通報の範囲が拡大され、公益通報者の保護要件も拡充し、事業者の執るべき措置についても拡充されました。これらについても本ニュースで詳細に解説しておりますので、ご高覧賜りますようお願いいたします。

深刻化するインターネット上の誹謗中傷を阻止するため、侮辱罪に懲役刑を導入し、法定刑の上限が引上げられ、更に、「懲役刑」と「禁固刑」を一本化した「拘禁刑」を創設する改正刑法が成立しました。施行日は政令で定められますが、侮辱罪の厳罰化は来る7月7日から施行されることになっています。

そして、懸案となっていた民事訴訟手続のIT化に関する民事訴訟法改正法が、今国会において、可決成立しました。訴状の提出から口頭弁論、裁判記録の閲覧に至るまで、IT(情報技術)で運用できるようになり、今後、段階的に制度を導入し、2025年中には全面施行がなされることとなります。更に、当事者双方が同意することを前提に、裁判の審理から判決までの期間を7ヶ月とする新しい訴訟手続も導入されることになりました。

民事訴訟手続のIT化には3つの柱があります。まず、第1に訴状のオンラインでの提出です。訴状の提出をインターネットで提出し、収入印紙によって納付していた手数料もインターネットバンキングによって支払可能となります。第2は口頭弁論や判決の言渡しについて、ウェブ会議システムを通じて行うことができることとなります。第3に判決文や訴訟記録の電子化がなされ、記録をデータベースで管理し、訴訟当事者に限りネットで閲覧可能にすることとなります。

本改正法施行のためのシステムの開発・構築については、情報セキュリティの確保、プライバシーや営業秘密の保護、ユーザビリティ(有効性、効率性、満足度)の実現が図られなければならないことはいうまでもありません。より身近で利用しやすい民事訴訟の手続のため、不断の努力を続けていく必要があります。

# 米国における再生可能エネルギープロジェクトファイナンスの概要

弁護士 新澤 純



弁護士

新澤 純  
(にいざわじゅん)

〈出身大学〉  
京都大学法学部  
京都大学法科大学院

〈経歴〉  
2016年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(69期)  
大阪弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律  
事務所入所(大阪事務所)

〈取扱業務〉  
民事法務、商事法務、  
会社法務、家事相続法務

## 第1 はじめに

本稿では、私がカリフォルニア大学ロサンゼルス校(UCLA)で履修していたRenewable Energy Project Finance(Edward Zaelke教授)の授業を踏まえつつ、米国における再生可能エネルギーの現状や米国における再生可能エネルギープロジェクトファイナンスの概要について、ご説明させていただきます。



## 第2 米国における再生可能エネルギーの現状

米国エネルギー情報局(EIA)によれば、2020年にはついに、EIAが統計を開始して以来初めて、再生可能エネルギー(風力、水力、太陽光、バイオマス、地熱など)が原子力発電を抜いて米国内における発電方法の第2位を占めるに至りました(第1位:天然ガス(40%)、第2位:再生可能エネルギー(21%)、第3位:原子力(20%)、第4位:石炭(19%))。

再生可能エネルギーの中で見ても、米国では、2020年には風力発電は前年比14%増加し、太陽光発電は前年比26%増加しており、気候変動に対する懸念が高まる中、この傾向は今後も続くものと考えられます。

## 第3 米国における再生可能エネルギープロジェクトファイナンスの概要

### 1 概要

プロジェクトファイナンスとは、特別に設立された単一の目的事業体(SPC)を通じて、1つまたは複数のプロジェクトにノンリコース(当該事業から生じる収益のみを返済原資とし、スポンサーには遡及しないこと)で資金を供給することをいいます。

再生可能エネルギープロジェクトファイナンスでは、スポンサーと呼ばれるデベロッパー(再生可能エネルギー開発企業やプライベートエクイティ企業)が、プロジェクトカンパニー(SPC)を通じて、風力発電や太陽光発電を行うこととなります。

米国で実際にプロジェクトを進めるためには、プロジェクトカンパニーは、①土地の権利の確保(賃貸借契約及び地役権設定契約の締結)、②各種許認可の取得、③オフテイカー(電力会社)との電力購入契約(Power Purchase Agreement, PPA)の締結、④コントラクター(建設事業者)とのEPC契約(Engineering, Procurement, and Construction=プロジェクト施設を設計・調達・建設する請負契約のこと)の締結、⑤運転・保守事業者とのO&M契約(Operation and Management、プロジェクト施設への運転・保守サービス契約)の締結、⑥金融機関とのコンストラクションローン契約の締結(多くの場合、建設が完了し操業に必要な前提条件が満たされると、これがタームローン(証書貸付)に変換され、維持される)、⑦タックスエクイティ投資家を通じたタックスエクイティファイナンス、などを行う必要があります。

### 2 電力購入契約(PPA)

一般的に、PPAでは、プロジェクトカンパニーが、

オフテイカー(電力会社)に対し、自らが発電した電力の一部または全部を1MWhあたりの固定価格で売電する長期PPAを締結します。

もともと、米国では、多くの州において、電力会社に電力の一部を再生可能エネルギーで賄うことを求める法律(Renewable Portfolio Standard、RPS)が施行されており、電力会社は、売主であるプロジェクトカンパニーに対し、一定値以上の発電量の保証を求めようになっています。

したがって、近時のPPAにおいては、電力会社は、売主による発電量の保証の違反が生じた場合には、損害賠償を行い、場合によっては契約解除を行い、残存期間における代替再生可能エネルギーを市場価格で購入せざるを得なくなった場合のリスクを売主に転嫁するための仕組みを工夫しているといえます。

### 3 EPC契約

太陽光発電では、単一の建設事業者が、ソーラーパネルやインバータなどの機器の調達、組み立て、建設、電力系統への接続などをワンストップで行うEPC契約(別名ターンキー契約)が一般的に見られます。

これに対して、風力発電では、ウインドタービンをはじめとする何千個もの複雑な部品・機器について、メーカーと直接供給契約を締結しておきたいという事情があるため、部品の供給契約と、BOP(Balance of Plant)と呼ばれるプラント周辺機器の建設契約に分けることが主流になってきています。

### 4 税制優遇措置とタックスエクイティ投資家

米国における再生可能エネルギープロジェクトに適用される税制優遇措置として次のものがあります。

#### (1) 生産税額控除

生産税額控除(Production Tax Credit, PTC)は、主に風力発電(陸上及び洋上)に適用され、プロジェクト施設稼働後10年間、プロジェクトカンパニーが、毎年発電量に応じた金額(風力発電の場合、2020年時点では25ドル/MWh)を法人税から控除できる制度です。

#### (2) 投資税額控除

投資税額控除(Investment Tax Credit, ITC)は、主に太陽光発電及び洋上風力発電に適用され、プロジェクトカンパニーが、プロジェクト施設の開発・建設にかかわる投資総額の一定割合(太陽光発電の場合、2018年時点では30%。洋上風力発電の場合、2021年時点では30%)を法人税から控除できる制度です。

両者の違いは、PTCが実際の発電量に対する10年間の税額控除であるのに対して、ITCは先行投資に対する一回限りの税額控除であるという点です。

#### (3) タックスエクイティ投資家

上記税額控除は、プロジェクトカンパニー(SPC)に付与されます。しかしながら、プロジェクトカンパニーの所有者であるデベロッパー(スポンサー)の多くは十分な課税所得を有していない場合が多く、付与される税制優遇のメリットをデベロッパーだけでは活用しきれない事態が生じます。そこで、デベロッパーは、課税所得を十分に有する他の企業(=タックスエクイティ投資家)に対し、SPCの株式を、節税メリットを一定程度割り引いて販売することで、税制優遇のメリットの一部を享受することが可能になります。

再生可能エネルギープロジェクトにおいては、手厚い税制優遇措置を収益化する手段として、タックスエクイティ投資家を通じたタックスエクイティファイナンスを活用することが一般的となっています。

# 特定商取引法・消費者契約法の改正

弁護士 岩城方臣



弁護士  
岩城 方臣  
(いわきまさおみ)

<学歴>  
私立大阪星光学院高等学校  
卒業  
一橋大学法学部 卒業  
大阪府立大学法科大学院  
修了

<職歴>  
2012年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(65期)、弁護士登録(大阪弁  
護士会)  
2016年4月  
大阪府貝塚市行政不服審理員  
就任  
2018年1月  
佐野簡易裁判所司法委員就任

<取扱業務>  
不動産法務、人事・労務、  
独占禁止法・下請法、事業承継、  
企業法務、医療機関法務

## 第1 BtoC取引に関する法律の改正

消費チャネルの多様化、悪徳商法の巧妙化、高齢化社会の進展や成人年齢引き下げ等を受け、消費者被害の抑止・救済を目的として、代表的な消費者保護法である「消費者契約法」と「特定商取引法」が改正されます。

まず、消費者契約法は、消費者と事業者との間の全ての取引(消費者契約)に適用され、不当条項の無効、事業者の一定の行為により消費者が誤認又は困惑したときの契約取り消し、平均的な損害額を超える部分の解約料(キャンセル料)条項の無効など、消費者契約の民事ルールを定めています。令和4年5月25日に改正法が成立しました。今回の改正消費者契約法は、契約取消権の追加、解約料の算定根拠の概要の説明義務(努力義務)、免責の範囲が不明確な条項の無効が柱となっており、公布日から起算して1年以内に施行される予定です。

また、消費者トラブルが生じやすい取引類型に関するルールを定めた特定商取引法が改正され、令和4年6月1日に施行されました。今回の改正ではインターネット通販等の通信販売のうち、特に詐欺的な定期購入商法対策を目的とした表示規制が新設され、昨今活性化しているEC(電子商取引)を利用する事業者においても対応が必要となります。以下、改正特定商取引法の概要をご説明します。

## 第2 改正特定商取引法の施行(令和4年6月1日)

### 1 特定商取引法の概要

特定商取引は、消費者トラブルが多い訪問販売、通信販売(インターネット通販、テレビショッピング等)、電話勧誘販売、連鎖販売取引(ネットワークビジネス等)、特定継続的役務提供(エステティックサロン、語学教室等)、業務提供誘因販売取引(内職商法等)及び訪問購入(事業者が自宅等を訪問して物品の購入を行う取引)の7種類の取引形態について、行政規制、刑事罰、契約の効力に関する民事ルールを柱として定めた法律です。行政規制としては、契約概要を記載した書面(概要書面)の交付、誇大広告の禁止、不当な勧誘行為の禁止が定められています。また、民事ルールとしては、クーリング・オフ制度(なお、通信販売のみクーリング・オフの対象外とされています)、不実告知や故意の不告知により消費者が誤認し申込み又は承諾を行った契約の取り消し、中途解約時のキャンセル料の上限が定められています。

### 2 改正法の概要

#### (1) 通信販売に関する規定の新設

通信販売の「詐欺的な定期購入商法」への対策規定が新設されました。定期購入には、健康食品等の商品の販売のほか、動画・音楽等の配信サービスに代表されるサブスクリプションも含まれます。

##### ① 表示の義務付け

通信販売の申込み段階において、販売事業者等に対し、分量、販売価格・対価、支払時期・方法、引渡時期・移転時期・提供時期、申

込期間、申込みの撤回・解除に関する事項の表示が義務化されました。また、返品や解約の条件等については、顧客が見やすい位置への表示が義務づけられます。

これらの事項は、カタログ・チラシ等の書面については申込用紙に、インターネット通信販売においては、原則として、最終確認画面上に、全ての事項を網羅的に表示することが必要となります。消費者庁の「通信販売の申込み段階における表示についてのガイドライン」<sup>1</sup>において、書面や画面の具体例が、望ましい例・望ましくない例に整理して示されていますので、ご参照ください。

##### ② 人を誤認させるような表示の禁止

消費者からの書面の送付や最終確認画面での情報の送信が有償契約の申込みとなることが明確に認識できず、消費者を誤認させるような表示が禁止され、違反者には100万円以下の罰金が科されます。誤認させるか否かは、消費者が受ける印象や認識により総合的に判断されます。例えば、申込書面に「無料プレゼント」等の文言を強調して表示したり、あるいは、インターネット通販の申込画面で、注文内容の確認画面において「申込みを確定する」というボタンではなく、「送信する」「次へ」といったボタンが表示されながら、これをクリックすると定期購入契約の申込みが完了する場合は、消費者を誤認させる恐れがある表示と考えられます。

また、上記①の義務付け表示の対象事項について、事実と異なる内容とまではいえなくとも、その意味内容を誤認させるような表示も禁止されます。消費者を誤認させる表示に該当するか否かは、表示事項の表示内容や、表示の位置・形式・大きさ・色調等を総合的に考慮して判断されます。例えば、定期購入契約であるにもかかわらず「お試し」「トライアル」といった消費者が試行的な契約と認識する可能性が高い表示を行ったり、途中解約にあたり解約料等の条件が設定されているにもかかわらず「いつでも解約可能」といった表示を行った場合に、表示事項について消費者を誤認させる恐れがあると考えられます。

#### (2) 電磁的記録によるクーリング・オフの導入

改正前はクーリング・オフの通知は書面に限られていましたが、電磁的記録(電子メール、FAX等)によって通知することも可能となりました。事業者においては、電子メールでのクーリング・オフの受付メールアドレスを契約書面等に記載するなど、事業者が確認しやすい通知方法を示すことは妨げられませんが、契約締結に際して消費者から事業者への連絡手段としてSNSを用いたにもかかわらず当該SNSを用いたクーリング・オフの通知は受け付けられないなど、クーリング・オフの方法を一方向的に不合理なものに制限することは、消費者に不利な特約に該当し、無効になるものと考えられます。

1 [https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_transaction/specified\\_commercial\\_transactions/assets/consumer\\_transaction\\_cms202\\_220209\\_07.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/specified_commercial_transactions/assets/consumer_transaction_cms202_220209_07.pdf)



弁護士

小宮 俊  
(こみや・しゅん)

<学歴>

慶應義塾大学法学部  
慶應義塾大学法科大学院

<職歴>

2016年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
弁護士登録(第一東京弁護士会)  
弁護士法人中央総合法律事務所入所  
2018年4月~2020年3月  
金融庁監督局総務課 課長補佐(法務担当)  
国際監督室、法令等遵守調査室、政策課を併任  
2018年4月~2018年7月  
監督局総務課 仮想通貨モニタリングチーム モニタリング管理官  
検査局総務課 金融証券検査官を併任  
2018年7月~2020年3月  
総合政策局リスク分析総括課 金融証券検査官を併任  
2018年10月~2020年3月  
総合政策局マネー・ローンダリング・テロ資金供与対策企画室を併任  
2020年4月~2021年3月  
監督局銀行第二課 課長補佐(法務担当)  
2021年4月  
弁護士法人中央総合法律事務所復帰

<取扱業務>

金融規制、コンプライアンス  
訴訟、紛争解決、M&A、一般  
企業法務

## 2022年資金決済法等改正の概要

—「為替取引分析業」の創設について—

弁護士 小宮 俊

2022年6月3日、「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」が成立しました。

本改正法は、金融のデジタル化等に対応し、安定的かつ効率的な資金決済制度を構築すべく、①為替取引分析業の創設や②電子決済手段等取引業等の創設、③高額電子移転可能型前払式支払手段への対応などの措置を講ずるものとなっています。

施行期日については、「公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日」とされています。

本稿では、本改正法のうち、為替取引分析業の創設を目的とした資金決済法の改正(以下、「改正法」といいます。)について解説いたします。

### 1 経緯・背景

銀行等におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策(以下、「AML/CFT」といいます。)については、国際的にも、金融活動作業部会(FATF)において、より高い水準での対応が求められており、具体的には各銀行等における継続的な顧客管理、「取引フィルタリング」<sup>1</sup>及び「取引モニタリング」<sup>2</sup>に関し、システムを用いた高度化が喫緊の課題となっています。

例えば、全国銀行協会(金銀協)では、2018年6月に「AML/CFT態勢高度化研究会」を設置し、銀行間の事務共同化等に関する研究を開始しています<sup>3</sup>。また政府においても、2019年10月に開催された第31回未来投資会議において、「AML/CFT業務の共同化、効率化の検討」が課題として指摘されたほか<sup>4</sup>、「成長戦略フォローアップ」(2021年6月18日閣議決定)では、わが国における金融業界全体のAML/CFT対応の高度化として、「共同システムの実用化及び関連する規制・監督上の所要の措置の検討・実施」が掲げられました<sup>5</sup>。

さらに2021年8月30日には、FATFによる第4次対日相互審査の結果が公表されましたが、わが国は、「重点フォローアップ国」と評価されたことに加え、「取引フィルタリング」及び「取引モニタリング」といった個別の審査項目についても以下のような厳しい指摘がされ<sup>6</sup>、政府は、同日に公表された「マネーロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」において「取引スクリーニング、取引モニタリングの共同システムの実用化」を期限付き(2024年春)で掲げました。

#### 取引フィルタリングシステム

・ほとんどの金融機関で導入されているが、誤検知が多く、その効果は限定的である

#### 取引モニタリングシステム

・適切なシステムを導入しているのは、非常に限られた数の金融機関である  
・システムを導入していない金融機関も多く、導入している多くの金融機関では、誤検知が多く、その有効性が不十分である  
・業界団体の中にはシステムの共同化の動きがあり、AML/CFTに係る義務の履行を改善するために役立つツールとなり得る  
・金融機関が、顧客管理のデータと取引モニタリングを統合した、適切かつ包括的な情報システムを導入することを確実に履行すべき

こうした中、2021年9月13日の金融審議会総会において、金融担当大臣より以下の諮問が行われました。

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する国際的な要請やデジタル化の進展等を踏まえ、安定的かつ効率的な資金決済に関する制度のあり方について検討を行うこと」

金融審議会は、この諮問を受けて「資金決済ワーキング・グループ」(座長:神作裕之 東京大学大学院法学政治学研究科教授)を設置し、2021年10月13日の第1回会合以降、計5回にわたる審議を行った後、2022年1月11日、「金融審議会 資金決済ワーキング・グループ 報告」(以下、「WG報告」といいます。)を公表しました<sup>7</sup>。

改正法は、WG報告での提言を踏まえ、それらの内容のうち法律事項を具体化するものとなっています。

### 2 改正法の概要

#### 1 基本的考え方

改正法では、預金取扱金融機関等から委託を受け、為替取引に関する取引モニタリング及び取引フィルタリングを共同化して実施する「為替取引分析業者」を創設したうえで、為替取引分析業者について、許可制を導入し、当局の検査・監督等を及ぼすことで、その業務運営の質を確保することとしました。

以下、為替取引分析業者における①対象行為、②参入要件、③兼業規制、④個人情報との適正な取扱い及び⑤検査・監督に分けて、それぞれ解説します。

#### 2 対象行為(「為替取引分析業」の定義)

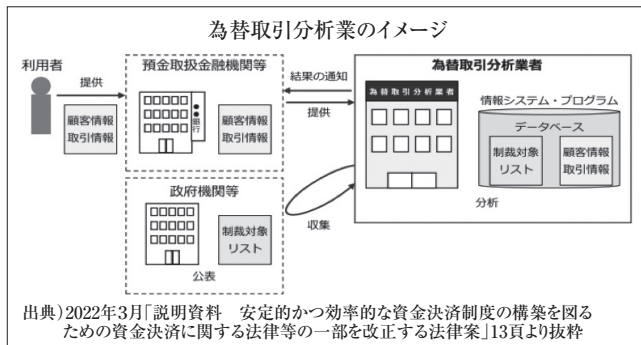
改正法では、「為替取引分析業」について、(i)複数の金融機関等(銀行等その他の政令で定める者をいう。)の委託を受けて、(ii)当該金融機関等の行う為替取引(これに準ずるものとして主務省令で定めるものを含む。)に関し、(iii)次に掲げる行為のいずれかを業として行うこととして(改正法2条18項)

- ①当該為替取引が外国為替及び外国貿易法第17条各号(同法第17条の3その他政令で定める規定において準用する場合を含む。)に掲げる支払等(同法第8条に規定する支払等をいう。)に係る為替取引に該当するかどうかを分析し、その結果を当該金融機関等に通知すること。
- ②当該為替取引が国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第9条に規定する公告国際テロリストその他これに準ずる者として主務省令で定める者に係る為替取引に該当するかどうかを分析し、その結果を当該金融機関等に通知すること。
- ③当該為替取引について犯罪による収益の移転防止に関する法律第8条第1項の規定による判断を行うに際し必要となる分析を行い、その結果を当該金融機関等に通知すること。

上記(i)について、資金決済法上の「銀行等」に資金移動業者は含まれていません。もともと、WG報告では、銀行等の預金取扱金融機関のみならず資金移動業者からの委託を受けることも為替取引分析業の内容として想定されており<sup>8</sup>、また資金移動業者も為替取引業を営む点で銀

行等の預金取扱金融機関と同様であり、本件について扱いを異にする合理的な理由が見出し難いことから、資金移動業者は「政令で定める者」として含まれることが予想されます。

上記(iii)については、①及び②は「取引フィルタリング」、③は「取引モニタリング」を意味します。



### 3 参入要件

改正法は、為替取引分析業は許可を受けた者でなければ行ってはならないと規定しつつ、「その業務の規模及び態様が、当該業務に係る金融機関等(中略)の数その他の事項を勘案して主務省令で定める場合であるとき」<sup>9)</sup>は、この限りではないと規定し(改正法63条の23)、一定以上の規模等で為替取引分析業を営む者のみを許可制の対象にしています。これは、改正法が、「取引フィルタリング」及び「取引モニタリング」を共同で実施する機関(以下、「共同機関」といいます。)<sup>10)</sup>が多数の銀行等から委託を受けるなどして、その業務規模が大きくなった場合、①銀行等による共同機関に対する管理・監督に係る責任の所在が不明となり、その実効性が上がらないおそれがあるほか、②共同機関の業務が、「取引フィルタリング」及び「取引モニタリング」というAML/CFT業務の中核的なものであるため共同機関の業務が適切に行われなければ、日本の金融システムに与える影響が大きいものとなり得ることから、一定以上の規模等の共同機関に対して業規制を導入し、当局による検査・監督を及ぼすことで、その業務運営の質を確保することを企図しているのです<sup>10)</sup>。

また、為替取引分析業の許可基準については、改正法上、以下のとおり規定されています(改正法63条の25第1項)。

- ① 定款及び業務方法書の規定が法令に適合し、かつ、為替取引分析業を適正かつ確実に遂行するために十分であること。
- ② 為替取引分析業を健全に遂行するに足る主務省令で定める基準に適合する財産的基礎を有し、かつ、為替取引分析業に係る収支の見込みが良好であること。
- ③ その人的構成に照らして、為替取引分析業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

また、改正法は、上記許可基準に加え、欠格事由も規定しており、具体的には、株式会社形態(取締役会及び監査役会、監査等委員会又は指名委員会等を置くもの)を基本とすることなどが規定されています(改正法63の25第2項)。

### 4 兼業規制

為替取引分析業者は、為替取引分析業及び為替取引分析関連業務のほか、他の業務を営むことができないとされています(改正法63条の27第1項)。これは、為替取引分析業者が取引フィルタリング又は取引モニタリングと関連のない他業を幅広く営むと、後述の個人情報保護の適正な取扱い等との関係で、支障が生じ得るためとされています<sup>11)</sup>。

なお、為替取引分析関連業務の内容は、主務省令で規

定されることとなっていますが、WG報告では、「制裁対象者リストの情報を共同機関の利用者となる銀行等に提供し、銀行等の継続的な顧客管理に活用してもらうこと」や「銀行等に対して、AML/CFTの研修を行うこと」、「取引フィルタリング・取引モニタリングの分析の高度化に向けたコンサルティングを行うこと」、「銀行等以外の金融機関に対し、制裁対象者リストの情報を提供すること」といった業務が示されています<sup>12)</sup>。

また、為替取引分析業者は、監督当局の承認を受けたときは、為替取引分析業を適正かつ確実に行うにつき支障を生じるおそれがないと認められる業務を営むことができるとされています(改正法63条27第1項ただし書)。

### 5 個人情報の適正な取扱い

前述のとおり、為替取引分析業者は、「制裁対象者リスト」や銀行等が顧客から取得した「顧客情報」、「取引情報」など、多くの個人情報を取り扱うことから、こうした業務特性に鑑み、預金取扱金融機関等と同様、個人情報保護法の上乗せ規制として、体制整備義務等が課されることとなります(改正法63条の30、63条の31)。

体制整備義務等の詳細については、改正法63条の30の委任を受けた主務省令で規定されることから分かりませんが、現時点では、「各預金取扱金融機関等から為替取引分析業者へ提供される個人情報」、「分別管理し、他の預金取扱金融機関等と共有しないこと」や「共同化によるメリットの一つである分析の実効性向上を図る観点から、これに資するノウハウを特定の個人との対応関係が排斥された形(個人情報ではない形)で共有すること」などが想定されています<sup>13)</sup>。

### 6 検査・監督

監督当局は、他の金融機関と同様、為替取引分析業者に対しても、業務の適正な運営を確保する観点から検査・監督を実施することとなります(改正法63条の32～63条の37)。

### 7 銀行等における留意点

銀行等が為替取引分析業者を利用する場合においても、①犯刑法等に基づくAML/CFTの履行義務は引き続き各銀行等に対して課されていること、②委託元の銀行等は、他の委託先の場合と同様に、銀行法等に基づき、委託先である共同機関の業務の適正性を管理・監督すべきことに変更ありません。

- 1 金融庁公表の「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問(FAQ)」(以下、「FAQ」といいます。))において、「取引フィルタリング」は、「取引前や制裁対象者等リストが更新された場合等に、取引関係者や既存顧客等について制裁対象者等のリストとの照合を行うこと等を通じて、制裁対象者等による取引を未然に防止することで、リスクを低減させる手法」と定義されています
- 2 FAQにおいて、「取引モニタリング」は、「過去の取引パターン等と比較して異常取引の検知、調査、判断等を通じて疑わしい取引の届出を行いつつ、当該顧客のリスク評価に反映させることを通じてリスクを低減させる手法」と定義されています
- 3 <https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/council/aml-cft/>
- 4 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/miraitoshikaigi/dai31/siryoul.pdf>
- 5 <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/pdf/fu2021.pdf>
- 6 <https://www.fsa.go.jp/inter/etc/20210830/20210830.html>
- 7 [https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20220111.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20220111.html)
- 8 WG報告2頁
- 9 具体的な基準については、主務省令の公表を待つ必要がありますが、この点WG報告5頁では、「例えば、業務の規模に関しては、国内のシステム上重要な銀行(D-SIBs:Domestic Systemically Important Banks)として、2022年1月現在指定されている預金取扱等金融機関の預金量の規模(2021年3月末現在、グローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs:Global Systemically Important Banks)に指定されている預金取扱金融機関は除く。が、約30兆円から約60兆円程度であること等も参考に検討することが考えられる。」と記載されています
- 10 WG報告5頁
- 11 WG報告6頁
- 12 WG報告6頁
- 13 2022年3月「説明資料 安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」14頁



弁護士

富川 諒  
(とみかわりょう)

〈出身大学〉  
神戸大学法学部  
京都大学法科大学院

〈経歴〉  
2015年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(68期)  
大阪弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律  
事務所入所  
2019年8月  
金融庁監督局銀行第二課  
地域金融企画室 室長補佐  
2021年4月  
金融庁監督局銀行第二課  
課長補佐  
2022年4月  
事務所復帰

〈取扱業務〉  
金融法務、M&A、  
会社法務、一般企業法務、  
家事相続法務

## 事業成長担保権(仮称)の概要

弁護士 富川 諒

### 1 はじめに

令和3年4月、担保法制部会(座長・道垣内弘人専修大学法科大学院教授)が設置され、担保法制全般の見直しについて議論がされています。

明治民法施行から約120年間、国内外の経済環境は大きく変化しており、例えば海外では、事業全体に担保権を設定し、事業の継続や発展に資する資金を調達する実務が進展しています。しかしながら、日本では事業全体に対する担保権が認められないこともあり、こうした形の金融は難しい状況にあります。

こうした状況を踏まえ、金融庁は、事業全体に対する担保権(事業成長担保権(仮称))の導入を提案しており、令和2年11月に金融庁に設置された「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」(座長・神田秀樹学習院大学大学院法務研究科教授)は、令和3年11月、事業成長担保権に係る議論の状況を「論点整理2.0」として取りまとめ、公表しました。

### 2 事業成長担保権の概要

#### (1) 議論の背景

ア 「論点整理2.0」では、現状の融資・再生実務の課題に触れた上で、事業成長担保権の導入による実務改善の可能性が示されています。

イ 現在、日本では、事業者は複数の金融機関と個別に融資契約を締結するという実務が一般的です。これは、事業者・金融機関双方にとってリスク分散などのメリットがある一方、事業を深く理解する金融機関が不在となりやすいというデメリットも指摘されています。多数の金融機関から融資を受けていた事業者が、コロナ禍の影響で事業が悪化した際に、どの金融機関も事業を深く理解していなかったために、事業再生に向けた支援を受けることができなかったという話を聞いたことがあります。これはまさに、上記のデメリットが顕在化した場面であると思います。

こうしたデメリットが生じる要因の一つとして、ある金融機関がコストをかけて事業者を支援しても、事業者支援のリターンが他の金融機関と按分されるため、コストをかけてまで事業者を支援するインセンティブが働きにくいという

ことが考えられます。特に、現行の担保法制の下では、担保権者の関心が事業価値ではなく個別資産の換価価値に向きやすくなるため、事業者と金融機関の関係はより希薄化しやすい構造にあるといえます。

ウ 事業成長担保権の活用により、こうした課題は解消され、事業者と金融機関の関係が深まることが期待されます。事業成長担保権は、事業の将来キャッシュフローを含む事業全体に対する担保権です。事業者と金融機関は、事業の成長という共通の目線を持ちやすくなります。ここでは、一つの金融機関(団)が融資を行うことが想定されますので、金融機関(団)はコストに見合うリターンを得やすくなり、事業者を支援するインセンティブが高まります。事業者・金融機関双方にとって、金融機関が事業を理解することに大きなメリットがありますので、両者の関係は緊密になりやすいといえます。

エ 事業成長担保権の制度設計にあたっては、こうした趣旨・目的が実現できるよう、米国・統一商事法典(米国UCC)や国連UNCITRALモデル法も参考にしながら、諸外国と日本との融資・再生実務の違いも踏まえて検討を進めることになると思われます<sup>1</sup>。目的(物)の範囲や担保権者の適格性、公示制度、商取引債権や労働債権との優先関係、実行手続、倒産手続との関係など、検討すべき事項は多岐にわたり、筆者としても意見が尽きないところではありますが、紙面の都合上、ここでは割愛させていただきます。

#### (2) 活用場面

「論点整理2.0」では、事業者のライフサイクルに応じた様々な局面における事業成長担保権の活用可能性について、銀行からのアンケート結果が紹介されています。ここでは、その中でも特に金融機関からの反響が大きかった事例をいくつかご紹介いたします。

##### ア ベンチャー企業へのファイナンス

創業期は、事業拡大に向けて大規模な資金調達が必要になる場合が多いですが、現在、エクイティで資金調達している場合がほとんどと思われます。エクイティでの資金調達は、

デットに比べ資本コストが高くなるというデメリットがありますが、仮にデットで調達しようとしても、経営者保証が求められるという課題があります。こうした局面で事業成長担保権を活用することができれば、経営者保証に依存することなく、将来性を元にデットにより資金調達しやすくなる可能性があります。

#### イ 事業承継のファイナンス

事業承継では、金融機関が買い手の資力に応じた与信判断になりがちで、経営者保証なしに無担保で融資を受けることは難しいという課題があります。もっとも、事業承継は、事業計画や事業の将来性を見通すことができるからこそなされるものですので、将来性を元に資金調達することが合理的な局面といえます。こうした局面で、事業成長担保権を活用することができれば、経営者保証に依存することなく、円滑な事業承継が実現しやすくなる可能性があります。

#### ウ 第二会社方式における新会社へのファイナンス

再生手法の一つとして、第二会社方式が用いられることが多くありますが、新会社が担保となるような個別資産を持たない場合、二次ロスの懸念等を理由に、金融機関が再生資金のファイナンスを躊躇し、再生計画が承認されない場合があります。こうした局面で、事業成長担保権を活用することができれば、金融機関の関心が再生計画で想定される事業キャッシュフローに向き、再生資金を調達しやすくなる可能性があります。

### (3) 事業成長担保権に関する誤解

事業成長担保権の制度設計をめぐる様々な議論がなされておりますが、そもそも事業成長担保権を導入すべきかどうかという入口部分の議論で、一部の方に誤解があるように思いますので、その誤解を解きたいと思います。

ア まず、現状の実務が否定されるのではないかという誤解です。「論点整理2.0」でも強調されているように、事業成長担保権は、既存の実務を否定するものではありません。事業成長担保権が導入されたとしても、今まで無担保あるいは不動産担保等でなされてきた資金調達は今後も続いていくものと考えられます。今まさに資金調達に苦しんでいる事業者のための新たな選択肢として、事業成長担保権の導入が検討されているのです。

イ 次に、融資額が事業価値より著しく低い場合、事業成長担保権は過剰担保になるのではないかという誤解です。これは、金融機関は担保価値の範囲内でのみ融資するものであるという誤った前提があるように思います。たしか

に、個別資産に対する担保権では、個別資産の価値が事業価値と直接連動しないため、担保権者の関心は、事業価値ではなく担保価値の範囲内かどうかに向かいやすいといえます。しかしながら、事業成長担保権は、その対象が事業価値であるため、担保権者の関心は、事業が成長するかどうかという点に向かいやすくなります。ここでは、事業を成長させるために必要かつ十分な額を融資するかどうかことが重要であり、担保価値と融資額の差は問題になりません。そのため、事業成長担保権が設定される場合には、そもそも過剰担保の問題は生じないと考えられます。

ウ 次に、事業成長担保権が設定されることで、商取引先や労働者の地位が不安定になるのではないかという誤解です。そもそも、現在の法制度の下でも、商取引先や労働者は、担保権が設定された個別資産から優先的に回収することはできませんので、十分な保護が図られているとは言い難い状況です。この点、「論点整理2.0」では、事業成長担保権の性質上、事業全体の継続や成長に不可欠な債権者を保護することが必然的に求められるとした上で、その具体的な制度として、事業成長担保権が設定されている場合には、全部または一部の商取引債権や労働債権を優先的に保護する、あるいは事業成長担保権の実行手続において、民事再生手続における少額弁済のような制度を設けるといった案が示されています。こうした制度の下では、商取引先や労働者は、事業成長担保権が設定されている方がより保護されることとなります。

### 3 今後に向けて

金融機関においては、事業者を支えるべく、日頃より多様な創意工夫を発揮されていることと思います。しかしながら、日本では、事業全体に対する担保権が存在しないという制度的制約も一因となって、必ずしも事業者の多様なニーズを十分に満たすことができていないという現状があると思います。事業成長担保権の導入は、既存の実務に加え、さらに資金調達の選択肢の幅を広げようとするものであり、事業者・金融機関双方にとって有益であると考えられます。事業者を支える融資・再生実務の発展のためにも、事業成長担保権の導入に向けて、建設的な議論がなされるよう願っております。

1 金融庁HPにおいて、「『全資産担保を活用した米国の融資・再生実務の調査』報告書」(株式会社野村総合研究所)が公表されている。



# 所有者不明土地にかかる法制度について⑥

～所有者不明土地の管理・利用のための共有規定の改正について～

弁護士 西中 宇紘 弁護士 山村 真吾  
弁護士 久保 貴裕

## 1 はじめに

本連載では、令和3年4月21日に成立した「民法等の一部を改正する法律」(以下「改正法」といいます。)及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」の解説をしています。今号では、改正法のうち民法が定める共有規定の改正事項について解説致します。

## 2 共有規定改正の概要

実務上、相続未登記状態にある土地について戸籍等を調査した結果、数次相続により相続人が多数に上り、相続人の一部の所在が不明であることも珍しくありません。この場合、共有者の同意を取り付けることが困難で、変更・管理行為が進まないという問題がありました。この問題は、相続された土地に限らず、共有物一般に妥当します。

今回の改正法では、民法の共有の規定を、制定後の社会情勢の変化に合わせて合理的なものにするべく改正がされており、改正内容は多岐に渡りますが、大きく「共有物の利用の促進」のための改正と「共有関係の解消促進」のための改正と整理することができます。

なお、共有規定に関する改正部分は、令和5年4月1日から施行されることになります。

## 3 共有物の利用の促進のための改正

### 1 共有物の「管理」の範囲の拡大・明確化

現行法上、軽微な変更であったとしても、変更行為として共有者全員の同意が必要とされていましたが、改正法では、「その形状又は効用の著しい変更を伴わないもの」(改正法251条1項、252条1項)を変更行為から除外し、係る行為については、共有者全員の同意を不要としました。これにより、軽微な変更行為の利用の促進が期待されます。

管理行為該当性の判断が難しい行為として、賃借権等の使用収益権の設定行為があります。判例通説では、使用収益権の設定行為は、原則として、持分の過半数による決定で足りるとされていますが、長期間に渡る使用収益権の設定には、全員の同意が必要と解されています。この点、長期間かどうかの明確な基準はなく、実務上、慎重を期して、共有者全員の同意をとらざるを得ず、その結果、共有者の一部に反対者がいる場合や所在等が不明の場合に、当該行為を断念せざるを得ないという事態が生じていました。

そこで改正法では、賃借権の目的物に応じて、法定された期間(山林の賃借権は10年、山林以外の土地の賃

借権は5年、建物の賃借権は3年、動産の賃借権は6ヶ月)を超えない場合には、持分の過半数で賃借権の設定が可能とされ(改正法252条4項)、この結果、持分の過半数の決定が必要な場合と、共有者全員の同意が必要な場合が明確になりました。なお、改正法下においても、借地借家法の適用のある賃借権の設定は、約定された期間内での終了が確保されないため、基本的に共有者全員の同意がなければ無効と解されます。

### 2 共有物の使用

現行法では、「各共有者は、共有物の全部について、その持分に応じた使用をすることができる」(現行法249条第1項)と規定するのみであり、共有者が他の共有者に対してどのような義務を負うのか等について規定は設けられていませんでした。

改正法では、「共有物を使用する共有者は、別段の合意がある場合を除き、他の共有者に対し、自己の持分を超える使用の対価を償還する義務を負う」(改正法249条第2項)ことと、善良なる管理者の注意をもって、共有物を保存する義務を負うことが明記されました(改正法249条第3項)。

### 3 賛否を明らかにしない共有者がいる場合の管理

社会経済活動の広域化や共有者が共有者間の人的関係が希薄化などにより、共有物の管理について、一部の共有者が賛否を明らかにしないために、共有物の利用が進まないという問題が生じています。

そこで、改正法では、賛否を明らかにしない共有者がいる場合には、裁判所の決定を得て、その共有者以外の共有者の持分の過半数により、管理に関する事項を決定することができるようになりました。(改正法252条2項2号)。なお、かかる決定は、あくまでも、賛否を明らかにしない共有者を除いて当該共有物の管理行為を行ってよいという決定であり、共有者間の決定に裁判所は関与しません。

### 4 共有物の管理者

共有物の管理者を選任し、管理を委ねることができれば、共有物の円滑な管理の観点から有用と考えられます。しかし、現行法には共有物の管理者に関する明文規定はなく、選任の要件や権限の内容が判然としませんでした。

そこで、新しく共有物の管理者の制度(改正法252条の2)が新設されました。改正法では、共有物の管理者の選任及び解任を管理行為の一つとして位置づけ、共有物の管理者の権限として、共有物の管理に関する行為



(軽微変更を含む。改正法252条の2第1項。)に係る権限と所在等不明共有者がいる場合に、裁判所に共有物の変更を請求する権限を規定しています(改正法252条の2第2項)。他方で、管理者は、共有者が共有物の管理に関する事項を決定した場合には、これに従ってその職務を行わなければならない(改正法252条の2第3項)、これに違反した場合には、共有者に対してその効力は生じないとされています(改正法252条の2第4項)。

## 5 共有の規定と遺産共有持分

共有に関する規定は、持分の割合に応じたルールを定めていますが、現行法上、相続により発生した遺産共有では、①法定相続分・指定相続分と、②具体的相続分のいずれが基準となるのかが不明確でした。

そこで、改正法では、遺産共有状態にある共有物に共有に関する規定を適用するときは、法定相続分(相続分の指定があるケースは、指定相続分)により算定した持分を基準とすることを明記しています(改正民法898条第2項)

これにより、例えば、相続財産として土地があり、相続人がA、B、Cの3人(法定相続分各3分の1)であるケースでは、具体的相続分の割合に関係なく、A及びBの同意により、当該土地の管理に関する事項の決定が可能となります。

## 4 共有関係の解消促進のための改正

### 1 裁判による共有物分割

現行法上、裁判による共有物の分割方法として、①現物分割と②競売分割が規定されており、①が原則であり、現物分割が困難な場合に②競売分割を命ずることができるとされています。但し、判例上、一定の要件を満たす場合には、いわゆる全面的価格賠償(共有物を共有者のうちのひとりの単独の所有又は数人の共有とし、これらの者から他の共有者に対して持分の価格賠償をさせる方法)も許容されていました。

全面的価格賠償については、明文を欠くため、当事者の予測可能性が確保されていないと言えます。さらに、実務上、全面的価格賠償の方法を採用する際には、現物取得者の支払いを確保するために、裁判所が現物取得者に対して取得持分に相当する金銭の支払いを命ずるなどの措置が講じられることがありますが、この点も明文の根拠規定を欠き、運用の安定性を欠くと指摘されました。

そこで、改正法は、全面的価格賠償による分割方法を

明文化するとともに、分割方法の検討順序も明記しています。さらに、裁判所は、共有物の分割の裁判において、当事者に対して、金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命ずることができることが明文化されました(改正法258条4項)。

### 2 所在等不明共有者の不動産の持分の取得

共有物の管理は、共有者間の協議により定めることとなりますが、所在等不明共有者がいる場合には、協議ができず、共有物の管理に支障が生じるおそれがあります。この点、現行法上、取り得る措置として、①共有物の分割を求める訴訟を提起する方法、②不在者管理人を選任した上、合意による分割又は合意による持分取得の方法があります。しかし、いずれも手続的負担は小さくありません。また、共有者の氏名が不明の場合は、取り得る対応策がありません。

そこで、改正法では、より手続的負担の少ない方法で、裁判所の決定を得て、所在等不明共有者の持分の価額に相当する額の金銭の供託により、所在等不明共有者(氏名等不特定を含む)の不動産の持分を取得することができるようになりました(改正法262条の2)。なお、対象となる共有物は、所有者不明土地対策という観点から「不動産」に限定されています。

### 3 所在等不明共有者の不動産の持分の譲渡

不動産売買において、共有持分の売却金額よりも、不動産全体を売却して、持分に応じて受け取る代金の方が高額になりやすいですが、所在等不明共有者がいるために、不動産全体を売却することができず、共有物の処分が進まないということがあります。現行法上、共有物分割請求訴訟を提起して、持分を取得してから建物全体を売却する方法もありますが、一旦、持分を取得した上で売却を要する点で迂遠です。

そこで、改正法は、共有者の請求により、所在等不明共有者の持分を第三者に譲渡することができる権限を他の共有者に付与する旨の処分を裁判所が決定できることとしました(改正法263条の3第1項)。但し、所在等不明共有者以外の共有者全員が、特定の者に対して持分のすべてを譲渡することが停止条件とされているため、所在等不明共有者以外の共有者が一人でも譲渡を拒む場合には、譲渡をすることはできない点は留意が必要です。なお、対象となる共有物は、持分取得の場合と同様に、所有者不明土地対策という観点から「不動産」に限定されています。

# 公益通報者保護法の改正—事業者が取るべき措置について—

弁護士 西 中 宇 紘  
弁護士 西 川 昇 大



弁護士  
西中 宇紘  
(にしなかつたかひろ)

〈出身大学〉  
京都大学法学部  
京都大学法科大学院

〈経歴〉  
2013年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(66期)  
大阪弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律  
事務所入所

〈取扱業務〉  
民事法務、商事法務、  
会社法務、家事相続法務



弁護士  
西川 昇大  
(にしかわしやうた)

〈出身大学〉  
京都大学法学部  
京都大学法科大学院

〈経歴〉  
2018年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(71期)  
大阪弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律  
事務所入所(大阪事務所)

〈取扱業務〉  
民事法務、商事法務、  
会社法務、家事相続法務

## 1 はじめに

令和4年6月1日、改正公益通報者保護法(以下「改正法」といいます。)が施行されました。改正法では、(1)公益通報の範囲の拡大(公益通報者の主体が労働者だけでなく、退職後1年以内の退職者と役員も公益通報を行う通報者に含まれる等)、(2)公益通報者の保護要件の拡充(労働者による2号通報と3号通報の要件緩和)、(3)事業者・行政機関の措置の拡充(事業者が取るべき措置の義務付け、公益通報対応業務従事者の義務等)等について、大幅な改正がされています。

上記(3)に関して、改正法では、常時雇用する労働者の数が300人を超える事業者に対し、内部通報を受けて通報対象事実の調査を行いその是正に必要な措置を取る業務に従事する者(以下「公益通報対応業務従事者」といいます。)を定めること(改正法11条1項)と、内部通報に応じて適切に対応するために必要な体制(内部公益通報対応体制)の整備その他の必要な措置を取ること(改正法11条2項)が義務付けられています(改正法11条2項)。これに対して、常時雇用する労働者の数が300人以下の民間事業者については、これらの事項は努力義務とされています(改正法11条3項)。

上記の内部公益通報対応体制の整備その他の必要な措置について、事業者が履行すべき措置の具体的内容については、消費者庁から令和3年8月に指針<sup>1</sup>(以下「指針」といいます。)において大要が示されているため、各事業者において、自らの事業規模や組織形態、業態等に応じて、指針に沿った対応をとるためにいかなる取組が必要であるかを主体的に検討する必要があります。事業者におけるこのような検討を後押しするために、令和3年10月13日に当該指針の解説<sup>2</sup>(以下「指針の解説」といいます。)が公表されています。今後、事業者においては、まずは指針の解説に記載されている「指針を遵守するための考え方や具体例」に記載されている内容を踏まえつつ、各事業者の状況等を勘案して指針に沿った対応をとるための検討を行った上で、内部公益通報対応体制を整備・運用することが求められています。

本稿では、改正法において定められた事業者が取るべき措置の内容について、指針及び解説に基づいてその概要を説明します。

## 2 改正法における事業者が取るべき措置について

### 1 公益通報対応業務従事者の選定(指針第3)

事業者は、内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に関して、「公益通報対応業務<sup>3</sup>を行う者であり、かつ、公益通報者を特定させる事項を伝達される者」を、公益通報対応業務従事者として定めなければなりません。

ここで、公益通報対応業務従事者として定めなければならない者の範囲として、事業者は、「内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に関して公益通報対応業務を行うことを主たる職務とする部門の担当者」を公益通報対応業務従事者として定める必要があるとされており、それ以外の部門の担当者であっても、「内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に関して主体的に重要部分に参与して業務を行う者であり、かつ、当該業務に関して公益通報者を特定させる事項を伝達される者」についても、必要が生じた都度、公益通報対応業務従事者として定める必要があるとされています<sup>4</sup>。したがって、内部公益通報受付窓口を総務部に設置している典型的なケースでは、総務部の従業員のうち通報を受け付ける担当者と総務部長については平時から公益通報対応業務従事者として指定しておき、具体的な通報があった場合には、その通報内容に応じて総務部の他の従業員で公益通報対応業務に従事する者についても追加的に公益通報対応業務従事者として指定するということが想定されます。

公益通報対応業務従事者を選定する際のポイントとして、公益通報対応業務従事者に選定された者がその自覚をしておらず予期に反して刑事罰を科されるといった事態を防ぐために、公益通報対応業務従事者となる者に対して、公益通報対応業務従事者の地位に就くこと(刑事罰で担保された守秘義務を負う立場にあること)が明らかとなる方法によって定めなければならないという点が挙げられます。具体的には、選定時には書面によって公益通報対応業務従事者の指定をすといった対応が求められます。公益通報対応業務従事者を定める方法としては、公益通報対応業務従事者に対して個別に通知する方法のほか、内部規程等において部署・部署内のチーム・役職等の特定の属性で指定することが考えられます。但し、後者の場合においても、公益通報対応業務従事者の地位に就くことを公

益通報対応業務従事者となる者自身に明らかにする必要があります<sup>5</sup>。なお、公益通報対応業務従事者には、正当な理由がなく、その公益通報対応業務に関して知り得た事項であって公益通報者を特定させるものを漏らしてはならないとの守秘義務が課されており(改正法12条)、この守秘義務に違反した者には30万円以下の罰金が科されます(改正法21条)。

## 2 内部公益通報対応体制の整備その他の必要な措置(指針第4)

### (1) 部門横断的な公益通報対応業務を行う体制の整備(指針第4-1)

事業者は、内部公益通報受付窓口を設置し、当該窓口へ寄せられる内部公益通報を受け、調査をし、是正に必要な措置をとる部署及び責任者を明確に定める必要があります。

次に、内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に係る公益通報対応業務に関して、組織の長その他幹部に関係する事案については、これらの者からの独立性を確保する措置をとる必要があります。組織の長その他幹部からの独立性を確保する方法としては、例えば、社外取締役や監査機関(監査役、監査等委員会、監査委員会等)にも報告を行うようにする、社外取締役や監査機関からモニタリングを受けながら公益通報対応業務を行う、内部公益通報受付窓口を事業者外部(外部委託先、親会社等)に設置することなどの方法が考えられます<sup>6</sup>。

また、公益通報対応業務の実施に関する措置として、「内部公益通報受付窓口において内部公益通報を受け付け、正当な理由がある場合<sup>7</sup>を除いて必要な調査を実施すること」、「当該調査の結果、通報対象事実に係る法令違反行為が明らかになった場合には、速やかに是正に必要な措置をとること」及び「是正に必要な措置をとった後、当該措置が適切に機能しているかを確認し、適切に機能していない場合には改めて是正に必要な措置をとること」が必要です。ここでは、受付時においては内部公益通報対応の実効性を確保するために匿名の内部公益通報も受け付けることや、是正措置実施時においては、必要に応じ関係者の社内処分を行う等の適切な対応をし、必要があれば関係行政機関への報告等を行うことが求められています<sup>8</sup>(指針の解説9-11頁)。

最後に、公益通報対応業務における利益相反を排除するため、内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に関し行われる公益通報対応業務について、事案に係る者を公益通報対応業務に関与させない措置をとる必要があります。具体的な措置としては、事案に係る者を調査や是正に関する担当から外すこと等が考えられます<sup>9</sup>。

### (2) 公益通報者を保護する体制の整備(指針第4-2)

事業者は、公益通報者に対する不利益な取扱いの防止に関する措置として、事業者の労働者及び役員等が不利益な取扱いを行うことを防ぐための措置をとるとともに、公益通報者が不利益な取扱いを受けていないかを把握する措置をとり、不利益な取扱いを把握した場合には適切な救済・回復の措置をとること、また、不利益な取扱いが行われた場合に、当該行為を行った労働者及び役員等に対して、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他適切な措置をとることが必要です。

次に、範囲外共有等の防止に関する措置として、事業者の労働者及び役員等が範囲外共有を行うことを防ぐための措置をとり、範囲外共有が行われた場合には、適切な救済・回復の措置をとること、事業者の労働者及び役員等が、公益通報者を特定した上でなければ必要性の高い調査が実施できないなどのやむを得ない場合を除いて、通報者の探索を行うことを防ぐための措置をとること、範囲外共有や通報者の探索が行われた場合に、当該行為を行った労働者及び役員等に対して、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他適切な措置をとることが必要です。

### (3) 内部公益通報対応体制を実効的に機能させるための措置(指針第4-3)

以上の他、指針では、内部公益通報対応体制を実効的に機能させるための措置として、事業者には、①労働者等及び役員並びに退職者に対する教育・周知に関する措置、②是正措置等の通知に関する措置、③記録の保管、見直し・改善、運用実績の労働者等及び役員への開示に関する措置、④内部規程の策定及び運用に関する措置の実施を求めており、これらの具体的な内容は紙面の関係上割愛しますが、詳細については、指針と指針の解説の該当箇所をご参照下さい。

- 1 消費者庁「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者が取るべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」(令和3年8月20日内閣府告示第118号)。
- 2 消費者庁「公益通報者保護法に基づく指針(令和3年内閣府告示第118号)の解説」。
- 3 内部公益通報の受付、調査、是正に必要な措置の全て又はいずれかを主体的に行う業務及び当該業務の重要部分について関与する業務を行う場合に、「公益通報対応業務」に該当するとされております(指針の解説5頁)。
- 4 指針の解説第3I③
- 5 指針の解説第3I2③
- 6 指針の解説第3II1(2)③
- 7 調査を実施しない「正当な理由」がある場合としては、例えば、解決済みの案件に関する情報が寄せられた場合、公益通報者と連絡がとれず事実確認が困難である場合等が考えられます(指針の解説第3II1(3)③)。
- 8 指針の解説第3II1(3)③
- 9 指針の解説第3II1(4)③

## 43年前にベルリンの壁を越えたお話

客員弁護士 八木 良一



客員弁護士

八木 良一  
(やぎ・りょういち)

<学歴>

1974年3月  
大阪大学法学部卒業

<主な経歴>

1976年4月  
東京地裁判事補  
1978年6月～1979年6月  
在外特別研究員として  
西ドイツの裁判所に留学  
1979年6月  
帰国  
1980年4月  
那覇地裁判事補  
1982年4月  
大阪地裁判事補  
1991年4月  
最高裁調査官  
1996年7月  
大阪地裁判事  
2009年1月  
旭川地家裁所長  
2010年7月  
大阪高裁判事(部総括)  
2013年12月～2021年2月  
神戸公証センター公証人  
2021年2月  
公証人退職  
同年4月  
弁護士登録(大阪弁護士会)

<所属学会>

日本民事訴訟法学会

「ブリッジ・オブ・スパイ」という映画があります。これは、冷戦下のベルリンで東西に架かる橋の上で捕虜の交換が行われた事実に基づくお話で、壁や検問所の様子もでてきます。私のお話も、東西の「壁」、つまり、東ドイツと西ドイツを分ける国境と、東ドイツの中にあるベルリンを更に東西に分割して西側の西ベルリン部分を囲む壁(これが本来の「ベルリンの壁」)の双方を実際に通過した経験談です。

話は1979年に遡ります。留学中の私が居住していた西ドイツのピースバーデンの下宿先に、知人を通じて、戦前のライプチヒの旧最高裁(Reichsgericht)庁舎の設計図を入手できないか、との依頼の手紙が届きました。その庁舎は日本の最高裁旧庁舎の基になったもので、最高裁で裁判所庁舎の建築様式の変遷を扱う本を編纂するために必要で、ライプチヒは東ドイツ側にあり、戦禍も経ており、困難は承知の上でお願いする、との内容でした。無理な話で、断りの返事を出そうと思いましたが、ふと思い付いたのが町の市立図書館です。ピースバーデンは、ドストエフスキーの「賭博者」の舞台にもなったといわれるカジノがある古い町で、大戦で町の大半が破壊焼失しましたが、古い美しい旧市街が一部残っており、市立図書館の建物はその旧市街の中にあることを思い出したのです。戦前はドイツに東も西もありません。図書館でお願いしたところ、係の人が一生懸命に書庫を探してくれ、何と、ようやくその設計図が掲載された書物を探し出してくれ、最高裁にコピーを送付することができました。街並みを保存し、破壊されても元通り再生するために建物設計図を大切に保管する彼の地の習慣も幸いしたのかもしれません。

それ以降、何とか東ドイツのライプチヒに行つてその庁舎を一度みてみたい、との思いが募るようになりました。東西の緊張関係や社会主義国を肌で感じてみたいという冒険心もありました。そこで、様々な人から東西ドイツの国境の通過や、ベルリンの壁の検問所の情報を集め、旅券の渡航先の追加や留学先の裁判所との調整もし、いよいよ1979年の5月、東ドイツへの旅行を

試みることにしました。ところが、西ベルリンの各ホテルは予定した日は満杯で予約が取れませんでした。何しろ「壁」で囲まれた町なのでよくあることのように思いました。東ベルリンや東ドイツのホテルの予約は西ドイツからはとれません。そこで、やむなく、東ドイツでのホテル予約や査証がとれるかどうか分からないまま、一旦西ベルリンに飛び、直ちに「壁」の検問所を経て東ベルリンに入り、そこで東ドイツのホテル予約をして査証をとり、列車でライプチヒに行つて1泊する方法をとることにしました。西ベルリンから東ベルリンに入るのは、24時間以内の観光用の査証があり、それで「壁」の検問所を通過することが可能だときいたからです。もし東ドイツ側で1泊できないことになった場合は、西ベルリンに戻って、西側諸国へ飛行機で移動するしか方法はありません。正に、西ベルリンは赤い海の中の孤島でした。私は、当日、フランクフルト空港からパンアメリカン航空で、西ベルリンに飛びました。当時ベルリンは法的には大戦が終了しておらず、ルフトハンザの便はありませんでした。飛行機は東ベルリン側にあるテレビ塔の上空を旋回して西ベルリンの空港に降りましたが、着陸前、東西のベルリンを隔て西ベルリンを囲む壁がはっきりと見えていました。空港からタクシーで「チェックポイントチャーリーへ」と言つて、観光客等が利用する東ベルリンに通ずる検問所へ直行しました。よく映画にも出てくるこの検問所で、厳重な所持品検査を受け、決められた通り西ドイツマルクを東ドイツマルクに1対1の割合で交換させられ(実質的価値は4対1と言われていました。)、24時間以内に西側に戻らなければならない、との条件付きの観光用の査証を得て、東ベルリン側に入りました。地下鉄でアレキサンダー広場まで行きましたが、地下鉄の軌道が通るトンネルも「壁」の下側部分をコンクリートで塞がれた状態で遮断され、折り返し運転がされていたと思います。東ベルリンの外務省で査証の手続の説明を受け、その隣に窓口があった国営旅行会社でライプチヒのホテル予約の手続を終え、その書類を再び外務省に提出して観光用の査証をライプチヒ1泊2日の査証に切り替える手続ができました。社会

主義も便利なこともあるなと思いましたが、書類には、2日目午後12時までに出国しなければ処罰される旨記載されていました。列車の時間を確認した後、ベルガモン博物館、フンボルト大学、それにブランデンブルク門等を見物しました。はじめての社会主義の国、人々の話すドイツ語は同じなのに、西とは雰囲気が一変し、人々の表情に明るさと活気がなく、人の対応は、事務的、無機質で冷たく、気持ちの余裕、暖かさが感じられませんでした。レストラン、駅、その他の店でも行列ができていてところが多く、計画生産というのもやっかいなものだと感じました。デパートでも少ない商品が非常に大切に陳列され、地下鉄の駅をはじめ電灯も暗く、戦禍で破壊された建物跡や壁面に弾痕跡が多数ある建物も残り、西ドイツとのあまりの違いにショックを受けました。ブランデンブルク門では、これを東西に通り返ける大通り(東側がウンターデンリンデン通り)が東西に遮断され、西側は柵が設置されただけでしたが、東側には、周囲数十メートルの範囲で立入禁止エリアが設けられ、門付近には銃を携えた兵士が立つ厳重監視体制となっていました。立入禁止エリアのギリギリまでは東側からも行くことができ、柵の向こうに西ベルリンの公園の森なども見えるので、西側を覗けるギリギリ感を楽しめる東の観光地となっており、椅子も用意され、ソ連などの東側諸国からの観光客が休憩したり、写真を撮ったりしていました。現在ではとても想像できない光景だと思います。

夕方、列車で東ベルリン駅から白樺林が続く東ドイツ国内を通過してライプチヒ中央駅に着き、予約してあった駅近くのホテルに宿泊しました。出国の条件があるので、列車に乗り遅れないように、駅で翌日の列車の時間を確認しました。時刻表が販売されていないのか尋ねましたが、計画生産量が売り切れのようで、駅の近くのホテルで本当に良かったと思いました。次の日に、設計図で見た旧最高裁庁舎を訪れました。この建物は、ゲオルギー・ディミトロフ(ナチが共産主義者の陰謀だと主張した国会議事堂放火事件の被告人としてこの裁判所で審理されて無罪になり、後に、ブルガリア首相になった人)の博物館になっていましたが、設計図どおりの法廷等は見学者用に残っており、そこでは、社会主義を賛美した上記事件の解説のテープが流され、ソ連から来た観光客たちが退屈そうに、欠伸をしたり、眠ったりしていました。ライプチヒの街を見た後、列に並んでやっと乗れた西ドイツのフランクフルト行きの列車でライプチヒを立ち、ワイマールなどの東ドイツの町を通過して今度は東西ドイツの国境を通過しました。国境通過の前の駅では停車

時間が長く、旅券や所持品はむろん、座席の下まで見られ、列車連結部分付近なども入念に検査され、列車内は緊張感に包まれました。東西の国境地帯には鉄条網が二重、三重に張り巡らされ、監視塔があるのも車窓から見えました。西ドイツのフランクフルトに無事戻ることができ、ほっとすると同時に疲れがどっと出ました。今思えば、よくこんな経験ができたものだと思います。

西ベルリンは、ベルリンという大都会が東西に区切られ、その西側が壁で囲まれて社会主義国家の中の陸の孤島になってしまったというとてもない状態でした。その目的は周囲から孤島に人が流入するのを防ぐためだそうです。中の住民の実際の生活、特に壁、検問所、空港、地下鉄や市街電車、道路等、細部がどのようなになっていたのか興味は尽きません。これを扱った映画は他にもありますが、冒頭の映画は、壁の全容等までは判り難いのですが、主人公のアメリカの敏腕弁護士の弁護活動等も大変おもしろく、興味深いので、ご覧になっていない方は是非ご覧になることをお勧めします。最初に主人公の弁護士がソ連大使館に行くため東ベルリンに入ったのがフリードリヒ通り駅の検問所、捕虜の交換がされた橋がグリーニッケ橋、東ドイツに拘束された学生が釈放されたのがチェックポイントチャーリーです。



写真は、訪問当時のライプチヒの旧最高裁(博物館)の絵葉書

今は、ドイツに東も西も無くなり、ベルリンも、壁や検問所、道路や地下鉄の遮断等の異常状態も無くなり、更に立派な大都市に変身しており、往時を偲ぶことすら困難になっているようです。このお話も、記憶違いがあるかもしれませんが、因みに、ライプチヒの上記庁舎は、もと西ベルリンにあった連邦行政裁判所が移転し、再び、統一ドイツの連邦行政裁判所の庁舎として使用されているようです。

# 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等の改正

弁護士 本行 克哉



弁護士  
本行 克哉  
(ほんぎょう・かつや)

## 〈出身大学〉

京都大学法学部  
京都大学法科大学院  
ノースウエスタン大学  
ロースクール法学修士  
(LLM with honors)

## 〈経歴〉

2012年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(65期)  
2013年1月  
弁護士法人中央総合法律  
事務所入所  
2017年8月～2018年7月  
金融庁検査局企画審査課  
勤務  
2018年7月～2019年7月  
総合政策局リスク分析総括課  
勤務  
2019年8月～2020年3月  
監督局銀行第二課勤務  
2021年9月  
ノースウエスタン大学  
ロースクールLLM卒業  
2021年10月～2022年3月  
Kirkland & Ellis LLP  
(シカゴ)勤務

## 〈取扱業務〉

金融規制、M&A、  
クロスボーダー取引、  
コンプライアンス、  
コーポレート・ガバナンス、  
金融関連紛争、企業間紛争、  
事業再生、知的財産権

## 1 はじめに

個人情報保護法の改正に伴い(改正後の個人情報保護法を以下「改正個人情報法」といいます。)、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下「金融分野ガイドライン」といいます。)等が改正され(以下「本改正」といいます。)、令和4年4月1日より施行されました。本稿では、本改正のポイントを解説いたします。

## 2 個人データ等の漏えい等が発生した場合の報告等(改正個人情報法第26条関係)

改正個人情報法において、新たに規定された改正個人情報法施行規則第7条各号の事態が発生した場合の当局への報告義務、本人への通知義務等が規定されました(改正個人情報法第26条)、これに加え、銀行法施行規則第13条の6の5の2に基づく当局への報告義務や金融分野ガイドライン第11条に基づく報告の努力義務等が定められた点にも留意が必要です。

## 3 外国にある第三者への提供の制限(改正個人情報法第28条関係)

外国にある第三者へ個人データを提供する場合には、原則として、あらかじめ本人の同意を得る必要があります(改正個人情報法第28条第1項)、その際には、あらかじめ、一定の情報を当該本人に提供する必要があります(同条第2項)。金融分野ガイドラインでは、当該同意取得は、原則として書面(電磁的記録を含みます。以下同じ。)によることとされ、当該書面により、改正個人情報法施行規則第17条第2項から第4項までに規定されている事項に加え、①個人データの提供先の第三者、②提供先の第三者における利用目的、③第三者に提供される個人データの項目についても情報提供を行うことが努力義務とされました(金融分野ガイドライン第13条第1項)。

また、①我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している一定の外国にある第三者へ個人データを提供する場合及び②第三者が我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきとされている措置に相当する措置(相当措置)を継続的に講ずるために必要な体制を整備している第三者へ個人データを提供する場合には、改正個人情報法第28条に基づく本人の同意は不要とされています。上記②を根拠として外国にある第三者に個人データを提供する場合の、当該提供の時点で確認が必要とされる事項や、その後の相当措置の実施状況の確認方法等については、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者への提供編)」において定められていますが、金融分野ガイドライン第13条第3項にも同趣旨の規定が置かれました。

## 4 個人関連情報の第三者提供の制限

改正個人情報法では、個人関連情報取扱事業者(個人関連情報(例:IPアドレス、Cookie情報等)をデータベース化したものを事業の用に供している者)の義務として、第三者が個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得することが想定される場合は、当該本人の同意が得られていること等の確認を行う必要があるとされています(改正個人情報法第31条第1項)。金融分野ガイドラインでは、金融分野における個人情報取扱事業者が上記の第三者として個人関連情報の提供を受けるために本人の同意を得る際には、原則として、書面によることとされ、当該書面の記載事項についても同ガイドラインで定められることとなりました(努力義務、金融分野ガイドライン第14条)。

## 5 個人情報保護宣言

金融分野ガイドラインでは、従前から個人情報保護宣言(いわゆるプライバシーポリシー等)のホームページへの常時掲載等の努力義務を定めていますが、本改正により、本人が適切にその内容を理解できるようにするための工夫の例がいくつか紹介されています(金融分野ガイドライン第20条第3項)。

また、外国にある第三者への提供との関係で、個人情報保護宣言に記載すべき事項(努力義務)がいくつか金融分野ガイドラインに追加されました(金融分野ガイドライン第13条第2項、第3項)。

## 6 第三者提供時の同意取得

個人データの第三者提供の際の本人の同意の取得方法については、元々金融分野ガイドラインに努力義務として定めがありましたが、本改正により「個人データの提供先の第三者」を特定することができない場合には、「提供先の第三者の範囲や属性に関する情報」など本人に参考となるべき情報を書面によって本人に認識させた上で同意を得ることとされました(金融分野ガイドライン第12条第1項)。

## 7 おわりに

本稿では紙面の関係から、ポイントのみの記載となりましたが、実務では、法令・ガイドラインの細部を読み込み、解釈を行った上で、各社のウェブサイトやアプリの文言・設計・仕様等に落とし込む必要があります。弊事務所では、この分野における法律相談を多数扱っておりますので、ご不明点等ございましたらお気軽にご相談ください。



弁護士  
北川 健太郎  
(きたがわ・けんたろう)

〈主な経歴〉  
最高検察庁  
刑事部長・監察指導部長  
大阪高等検察庁  
次席検事・刑事部長  
大阪地方検察庁  
検事正・次席検事・刑事部長  
京都地方検察庁  
特別刑事部長  
神戸地方検察庁  
刑事部長  
那覇地方検察庁  
検事正  
高知地方検察庁  
次席検事  
外務省(出向)  
在中国日本国大使館一等書記官

## 元検察官の弁護士日記

### 選挙違反事件

弁護士 北川 健太郎  
(オブカウンセル)

今夏、参議院議員選挙が行われることもあり、今回は選挙違反の話です<sup>1</sup>。

選挙といっても、国会議員、地方自治体の首長・議会議員と様々ですが、中でも、国政選挙である衆議院議員選挙と参議院議員選挙、そして統一地方選挙は多数の選挙違反が予想されることから、全国の警察と検察庁に取締本部が置かれます。

捜査は告示・公示前から始まり、選挙運動期間中、警察は情報収集と内偵捜査を行い、関係者を尾行することもあります。そして、本格的な捜査を要すると判断すると検察官に報告があり、以後、被疑事実の選定や関係者の取調べ予定などを綿密に打ち合わせ、投票日の翌日から表だった捜査が開始されるというのが典型的なパターンです。

選挙違反の捜査は何かと手間がかかり、買収事件となりますと、他の検察官の応援も受けて休日返上です。捜査が順調に進み、候補者、総括運動主宰者等選挙運動の幹部、出納責任者、候補者の親族・秘書の関与が明らかになると、百日裁判<sup>2</sup>、それに続く連座訴訟<sup>3</sup>も必要となって業務量は飛躍的に増加し、それこそ寝ているひまもありません。突然の衆院解散で夏休みや正月休みに近い時期が投票日になると、暗い気持ちになりながら手持ち事件の処理を急いだものでした。

長く検事をやっている選挙違反事件のエピソードにも事欠かないものです。例えば、昔よくあった供応接待の買収事件では、宴席に出ていたおじいさんが「わしは候補者を好きじゃないから何も食べてない。」と頑張って言うことを聞いてくれず、接待した側の取調べよりも手間が掛かるなどというのは毎度のことで、そういう人に限って、周囲にいた人に聞くと「あの人が一番酒を飲んでた。」みたいになるわけです。正直に話してくれれば起訴猶予なのですが、それは言えませんし、かといってその人だけ起訴という処分もしたくなく、最終的には取調べというよりお説教の類かもしれません。

個人的に印象深い事件として、若手の頃に担当した某地方議会議員選挙の候補者による買収事件(商品券等を有権者に配ったという態様)があります。捜査段階では自白していたのに、第1回公判になって突如否認したのです。捜査も私が担当して

被告人を取り調べており、公判前に弁護人からの予告もなかったことから(これもちょっとひどい話です。)、目の前で否認した瞬間は本当に驚きました。しかし、その後、弁護人は、被告人の自白調書も含めて検察官の請求証拠を全部同意し、本気で否認するつもりはないようで、どうやら被告人は、法廷に傍聴に来ていた支援者の手前、罪を認めることができないのではないかと推察が付きました。被告人は、その後の弁護人の質問に対しても、延々と「配った商品券は選挙とは関係ない。」などと否認し、私の質問の番になりました。弁解を相手にせず何も質問しないと被告人の主張を認めているような印象を裁判所に与えかねませんし、かといって、いろいろ追及するのも何だかかわいそうだしということで、考えた結果、おおよそ以下のやりとりをしました。私「捜査のときは私が話を聞きましたよね。」→被「はい。」→私「供述調書を作りましたよね。」→被「はい。」→私「内容を確認して署名してますね。」→被「はい。」→私「何か間違っているところはありましたか。」→被「いいえ。すべて私の話したことが書いてありました。」→私「私の取調べに何か問題がありましたか。」→被「いえ、ちゃんと丁寧に話を聞いてもらいました。」。私はそこで質問を終了しました。被告人も何を聞かれるかと心配していたようで、予想どおり、すぐに私の質問に乗ってきてくれました。このやりとりで裁判官も事情が理解できたようで、やはり細かい質問をすることなく、後日、執行猶予付きの有罪判決が宣告され、そのまま確定しました。仮に、被告人質問で厳しく追及していたら、苦し紛れに想定外の弁解をされるなど対応に困った可能性もあり、閉廷後、急場を何とかうまく対応できたことを心の中で自画自賛する一方、自分が捜査したのに公判で否認されましたなどは、とても上司には報告できませんでした。

- 1 選挙違反には実に様々なものがありますが、総務省HPでも代表的なものが紹介されています。  
[https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/naruhodo/naruhodo17.html](https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo17.html)
- 2 当選者の公民権停止や連座制適用などを早期に行うため、起訴から100日以内に判決をしなければならないという制度です。
- 3 刑事事件の有罪判決確定後、検察官が当選の無効と5年間の立候補制限を求めて提起する訴えです。

上場会社において、取締役会が、法定の総会決議事項でない会社事項について、定款に定めがないにもかかわらず、総会決議を求める例が少なくありません。これから数回、この決議について検討します。今回は、その意義・効用について一般的に説明します。

### 1 序

取締役会設置会社の株主総会の決議事項は法定されています(会社法295条2項)。これ以外の会社事項は、取締役が、原則として取締役会において、善管注意義務を尽くして自らの責任で決定しなければならない「経営事項」と整理されています。

このような経営事項についても、定款において、株主総会の決議事項とすることができます。しかし、実務上、取締役会が、定款を変更することなく、当該事案限りで、取締役会の決定について株主総会の承認を求める場合があります。このような「総会決議」は、会社法295条2項所定の、会社ないし取締役を拘束する会社意思としての総会決議ではありません。この総会決議は、取締役会がそのような決定をすることに同意するものであるにすぎず、一般に、(拘束力のない)「勧告的決議」といわれています。取締役会のイニシアティブにより多数株主の意思を確認する「株主意思確認決議」といわれることもあります(以下、一般の用語法に従い、「勧告的決議」とします)。

取締役会設置会社の株主に、このような決議を求める権利はありません(取締役会が株主の求めに任意に応ずることはできません)。株主は、少数株主権として、(自らが議決権を行使することができる)法定の総会決議事項と定款で定められた総会決議事項について議題提案権や株主総会招集請求権を行使することができるにすぎません。株主がこれ以外の会社事項を株主総会の議題とするためには、まず、当該事項を株主総会の目的とする定款変更の議題提案を行う必要があります。

### 2 勧告的決議の意義

かつて、勧告的決議は、株主に対するアンケート調査のようなものであって、特に意味はなく、むしろ、このような決議は会社意思決定の権限関係に混乱をもたらすと消極的に評価する見解もありました。

しかし、勧告的決議は、会社意思決定の権限関係に混乱をも

たらすものではありません。勧告的決議があっても、当該事項は取締役会が自らの責任で決定すべき「経営事項」であり、取締役は、熟慮の上当該事項について決定しなければなりません。それは会社を当然には拘束しないという意味において「無効な決議」ということもできますが、会社法295条2項に趣旨に反する違法・無効な(法的に否定的に評価される)決議ではありません。

取締役会の判断で、簡易組織再編行為に該当する組織再編行為に株主総会の特別決議による承認を得たり、有利発行でないにもかかわらず、募集株式の有利発行規制に従って、株主総会の特別決議による承認を得て募集株式を発行する場合があります。これらは「勧告的決議」とは いわれていません。株主総会の特別決議事項の外延にある決議事項と解されているようです。しかし、このような決議事項と勧告的決議とは連続性のあるものと理解することが合理的です。ドイツでは、取締役(会)の判断により、経営事項を総会決議事項とすることが認められています。わが国でも、勧告的決議に積極的意義を認めて、実質的に同様に処理することが求められます。

### 3 勧告的決議の効用

株主の支配関係に実質的影響を与える経営事項その他株主の利害に重大な影響を与える経営事項について株主の意思ないし意向を確認することは、株主民主主義ないし株主保護の観点から合理性が認められます(会社法206条の2第4項参照)。株主の同意には取締役の利益相反問題を軽減する効果が認められます(会社法356条1項参照)。また、取締役の経営判断に係る裁量範囲よりも株主総会の裁量範囲は広がります。

一般論として、株主の支配関係に実質的影響を与える経営事項その他株主の利害に重大な影響を与える経営事項や取締役に利益相反関係が認められる経営事項に係る取締役会の決定について、株主の同意を得ることにより、取締役会の経営判断の合理性ないし公正さが推認され、法的安定性に資することになります。取締役会が決定した経営事項について取締役の責任や取締役会決議の効力が問題となるとき、株主総会において適切な情報開示と合理的な審議を経て多数株主の同意を得ているときは、取締役の責任を回避することや決議の効力を維持することが期待されるのです(勧告的決議の事実上の効力)。

次回は、この勧告決議の効用について検討します。

#### ●所属弁護士等

弁護士 中務嗣治郎	弁護士 岩城 本臣	弁護士 森 真二	弁護士 加藤 幸江	弁護士 村野 譲二	弁護士 安保 智勇	弁護士 中光 弘
弁護士 中務 正裕	弁護士 中務 尚子	弁護士 村上 創	弁護士 小林 章博	弁護士 錦野 裕宗	弁護士 鈴木 秋夫	弁護士 藤井 康弘
弁護士 國吉 雅男	弁護士 瀧川 佳昌	弁護士 金澤 浩志	弁護士 堀越 友香	弁護士 平山浩一郎	弁護士 古川 純平	弁護士 松本久美子
弁護士 山田 晃久	弁護士 赤崎 雄作	弁護士 角野 佑子	弁護士 浦山 周	弁護士 鍛冶 雄一	弁護士 高橋 瑛輝	弁護士 岩城 方臣
弁護士 大澤 武史	弁護士 本行 克哉	弁護士 西中 宇紘	弁護士 大口 敬	弁護士 江藤寿美怜	弁護士 富川 諒	弁護士 新澤 純
弁護士 小宮 俊	弁護士 秋山絵理子 <small>(註文)</small>	弁護士 榎本 辰則	弁護士 西川 昇大	弁護士 藤野 琢也	弁護士 谷 崇彦 <small>(全額出資者)</small>	弁護士 土肥 俊樹
弁護士 山村 真吾	弁護士 久保 貴裕	弁護士 榎本 陽	弁護士 加藤 友香	弁護士 富田 昂志	弁護士 小林 優吾	弁護士 佐藤 諒一
弁護士 半田 昇	弁護士 木村俊太郎	弁護士 河野 大悟	外部法律事務所 アダム・ニューハウス 弁護士 (オフカウンセル)	弁護士 森本 滋	弁護士 北川健太郎	客員弁護士 吉岡 伸一
客員弁護士 八木 良一	カフカ・アソシエーツ 弁護士 ルシダ・ローマン	法務部長 寺本 栄	法務部長 上田 泰豊			